

# \*\*\* 給 与 メ モ \*\*\*

## ◎ 給 与 の 算 出 方 式

### 1 例月給与の場合

$$\text{給料の月額} + \text{特別調整額 (管理職手当)} + \text{扶養手当} + \text{地域手当} + \text{住居手当} + \text{その他の手当}$$
 (\*1) 給料の月額……………給料月額+給料の調整額+教職調整額  
 (\*2) 地域手当……………(給料の月額+特別調整額(管理職手当)+扶養手当)×支給割合  
 手当の支給割合については地域手当の項を参照のこと。  
 円未満の端数は切り捨てる。

### 2 期末・勤勉手当の場合

- (1) 期末手当  $(\text{給料の月額} + \text{扶養手当} + \text{地域手当} + \text{職務段階別加算額} + \text{管理職加算額}) \times \text{支給率} \times \text{支給割合}$   
 (\*1) 地域手当……………(給料の月額+扶養手当)×支給割合  
 (\*2) 地域手当……………給料の月額×支給割合  
 (\*3) 職務段階別加算額… {給料の月額×(1+地域手当支給割合)} の20%～3%  
 (2) 勤勉手当  $(\text{給料の月額} + \text{地域手当} + \text{職務段階別加算額} + \text{管理職加算額}) \times \text{期間率} \times \text{成績率}$   
 (\*4) 管理職加算額……………給料月額の25%～15% (局長級25%・部長級20%・課長級15%)  
 (\*5) 支給率(支給月数)……………期末・勤勉手当の項参照のこと。  
 (\*6) 支給割合・期間率……………在職期間又は勤務期間に応じて定められている。  
 (\*7) 成績率(支給月数)……………期末・勤勉手当の項参照のこと。

加算割合 給料表	20%	15%	10%	6%	3%
行 (一)	5級	4級	3級(*a)	3級	2級
行 (二)	—	—	—	4級、3級	2級
公 安	8級	7級、6級	5級	4級	3級、2級(*b)
医 (一)	3級	2級	—	1級(*c)	—
医(二)及び医(三)	—	4級	3級(*a)	3級	2級
教 育	—	6級	5級	4級	3級
指 定	全員	—	—	—	—

- (\*a) 統括課長代理に認定されたもの等 (\*b) 巡査部長又は消防士長の階級である者でⅠ類の者は7年、Ⅱ類の者は10年、Ⅲ類の者は12年以上 (\*c) 医大卒5年以上  
 (\*4) 管理職加算額……………給料月額の25%～15% (局長級25%・部長級20%・課長級15%)  
 { 学校職員……経営企画課長で管理職手当の区分が区分九とされている者15% }  
 (\*5) 支給率(支給月数)……………期末・勤勉手当の項参照のこと。  
 (\*6) 支給割合・期間率……………在職期間又は勤務期間に応じて定められている。  
 (\*7) 成績率(支給月数)……………期末・勤勉手当の項参照のこと。

### 3 超過勤務手当、休日給、夜勤手当算出の基礎となる勤務1時間当たりの給料等の額の場合

$$\frac{\text{給料の月額} + \text{規則で定める手当} \times 12\text{月}}{1\text{週間の正規の勤務時間 (38時間45分)} \times 52\text{週} - 7\text{時間45分} \times \text{規則で定める日数}} \quad (*2)$$

- (\*1) 規則で定める手当……………①給料の月額に対する地域手当 ②初任給調整手当  
 (知事部局の例) ③特殊勤務手当のうち別に定めるもの ④特勤勤務手当及び準ずる手当  
 ⑤農林漁業普及指導手当  
 (\*2) 規則で定める日数……………祝日、年末年始の日を基準とする日数 (年度ごとに定め、令和3年度は19日)

# ◎ 給料の調整額等

## 給料の調整額

### 1 一般職員

区分	主な職務	主な勤務場所	月額
一	助産師 看護師 福祉社	児童相談センター	17,200円
二		普通病院	21,500円
四		精神科病院	29,800円
六		障害者支援施設	37,800円
七	一般技能	食肉衛生検査所、動物愛護相談センター	38,000円
八	(1) 食肉処理	監察医務院、食肉市場	38,000円
	(2) 設備管理	廃棄物埋立管理事務所	34,200円
九	(1) 試験研究 調査研究	健康安全研究センター、 島しょ農林水産総合センター	1,600円
			1,700円
			2,100円
			3,500円

(注) 区分一～六については、昼夜を通して業務を行う者に支給される。

### 2 教育職員等

区分	定 額 ( 級 別 )			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1 特別支援 学校に勤 務する教 育職員、 実習助手 及び寄宿 舎指導員	11,600円	14,300円	14,800円	15,100円
	ただし、	ただし、	ただし、	ただし、
	1号給 8,195 24号給 10,477	1号給 9,922 24号給 12,573	1号給 13,299	1号給 14,580
	2号給 8,272 25号給 10,549	2号給 10,037 25号給 12,688	2号給 13,420	2号給 14,707
	3号給 8,349 26号給 10,620	3号給 10,153 26号給 12,809	3号給 13,541	3号給 14,833
	4号給 8,426 27号給 10,692	4号給 10,268 27号給 12,925	4号給 13,662	4号給 14,960
	5号給 8,508 28号給 10,763	5号給 10,384 28号給 13,040	5号給 13,783	5号給 15,086
	6号給 8,596 29号給 10,835	6号給 10,505 29号給 13,156	6号給 13,904	
	7号給 8,684 30号給 10,901	7号給 10,620 30号給 13,271	7号給 14,025	5 級
	8号給 8,778 31号給 10,967	8号給 10,736 31号給 13,387	8号給 14,151	15,700円
	9号給 8,871 32号給 11,033	9号給 10,851 32号給 13,502	9号給 14,272	6 級
	10号給 8,970 33号給 11,104	10号給 10,961 33号給 13,618	10号給 14,399	17,300円
	11号給 9,075 34号給 11,176	11号給 11,071 34号給 13,739	11号給 14,525	
	12号給 9,185 35号給 11,253	12号給 11,181 35号給 13,854	12号給 14,652	
	13号給 9,295 36号給 11,330	13号給 11,291 36号給 13,970	13号給 14,778	
	14号給 9,405 37号給 11,407	14号給 11,401 37号給 14,085		
	15号給 9,520 38号給 11,484	15号給 11,511 38号給 14,201		
	16号給 9,636 39号給 11,566	16号給 11,621		
	17号給 9,757	17号給 11,737		
	18号給 9,889	18号給 11,858		
	19号給 10,021	19号給 11,979		
	20号給 10,153	20号給 12,100		
	21号給 10,285	21号給 12,215		
22号給 10,345	22号給 12,336			
23号給 10,411	23号給 12,452			

区 分		定 額 ( 級 別 )			
		1 級	2 級	3 級	4 級
2	特別支援 学級の授 業を担当 する教育 職員	7, 8 0 0 円	1 0 , 7 0 0 円	1 1 , 0 0 0 円	1 1 , 3 0 0 円
		ただし、	ただし、	ただし、	5 級
		1号給 6,705	1号給 8,118 23号給 10,188	1号給 10,881	11,500円
		2号給 6,768	2号給 8,212 24号給 10,287	2号給 10,980	6 級
		3号給 6,831	3号給 8,307 25号給 10,381		12,600円
		4号給 6,894	4号給 8,401 26号給 10,480		
		5号給 6,961	5号給 8,496 27号給 10,575		
		6号給 7,033	6号給 8,595 28号給 10,669		
		7号給 7,105	7号給 8,689		
		8号給 7,182	8号給 8,784		
		9号給 7,258	9号給 8,878		
		10号給 7,339	10号給 8,968		
		11号給 7,425	11号給 9,058		
		12号給 7,515	12号給 9,148		
		13号給 7,605	13号給 9,238		
		14号給 7,695	14号給 9,328		
		15号給 7,789	15号給 9,418		
			16号給 9,508		
			17号給 9,603		
			18号給 9,702		
	19号給 9,801				
	20号給 9,900				
	21号給 9,994				
	22号給 10,093				

## 教職調整額

### 原則として給料月額の4%

- (注) 1 義務教育諸学校等の教育職員のうち、教育職給料表における1級～4級の適用を受ける者に支給する。  
 2 長期派遣研修受講者等については別に定める支給率が適用される。

## ◎ 諸 手 当

### 特別調整額・管理職手当

行(一) 特別調整額	総務部長等	本庁部長	担当部長	出先部長	
	129,600円	128,600円	126,900円	115,000円	
	総務課長等	本庁課長	担当課長	出先課長	専門課長・ 経営企画課長
	106,500円	92,600円	89,600円	80,000円	67,800円

医(一)	副院長等	部 長	医長等
特別調整額	140,800円	135,100円	96,900円

教育	統括校長	校 長	副校長
管理職手当額	115,000円	104,500円	80,700円

- (注) 1 上記は主な職の例  
 2 医(二)(三)は、行(一)と同額  
 3 公安については別に定める。

### 扶養手当

区 分	手 当 額	加 算 額	備 考
子	9,000円	子一人につき 4,000円	
子以外の 扶養親族	6,000円	—	行(一)四級相当職員 3,000円
扶養親族 認定年収額	1,300,000円未満		

- (注) 1 行(一)四級相当職員とは、行(一)4級及び他の給料表におけるこれに相当するものとして規則で定める職員をいう。  
 2 加算額は、満15歳に達する日以後の最初の4月1日以降、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子一人につき4,000円支給される。

### 住居手当

区 分	手 当 額
1 世帯主等(公舎等に居住する者を除く。)のうち、満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で自ら居住するため住宅を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っているもの	15,000円
2 単身赴任手当受給者である世帯主等(配偶者が公舎等に居住する者を除く。)のうち、満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っているもの	7,500円

- (注) 区分1及び2に該当する者は、各手当額を合計した額とする。

## 地域手当

支給地域	支給割合
都内区市町村（島しょ地域を除く。）	20/100
都外地域	12/100

## 通勤手当

区分	手 当 額													
交通機関等利用者	運賃等相当額（支給限度額55,000円）													
交通用具使用者	自転車等の片道の使用距離の区分													
		5km未満	5km～	10km～	15km～	20km～	25km～	30km～	35km～	40km～	45km～	50km～	55km～	60km～
	1 2及び3以外	2,600	3,000	5,000	7,000	9,000	11,000	11,000	13,000	13,000	14,000	14,000	15,000	15,000
	2 通勤不便庁	3,900	5,300	8,100	10,900	13,700	16,400	17,700	20,100	22,500	24,300	26,100	27,900	29,700
3 身体障害者	4,500	6,200	9,600	13,000	16,400	19,800	23,200	26,600	30,000	31,800	33,600	35,400	37,200	
新幹線等利用者	特別料金等の1/2相当額（支給限度額20,000円）													

- (注) 1 原則として4月、10月に6箇月分を支給する（支給限度額は全て1箇月当たりの額とする。）。
- 2 交通機関等・交通用具併用者は、運賃等相当額に交通用具使用者に係る手当額を合計した額（支給限度額55,000円）とする。
- 3 新幹線等利用者（異動・在勤公署の移転等に伴う場合で特定の要件に該当するものに限る。）は、運賃等相当額（交通用具併用者は（注）2の額）に特別料金等の1/2相当額を合計した額とする。

## 単身赴任手当

基礎額		30,000円								
基礎額に加算される金額	1 職員、配偶者の一方の住居のみが島しょ等にある場合	島しょ等の区分	大島	島根	新式根島	御蔵島	青ヶ島	小笠原父島	小笠原母島	外国
	金額	12,000円	16,000円	20,000円	26,000円	40,000円	46,000円	60,000円		
	2 職員、配偶者両者の住居が異なる島しょにある場合	① 島しょ間の経路が東京港経由となる場合は、上記の両島の加算額を合算した額（70,000円を限度とする。） ② 両者の住居が下記の組合せにある場合は、8,000円 ア 三宅島・御蔵島 イ 三宅島・青ヶ島 ウ 八丈島・青ヶ島 エ 八丈島・御蔵島 オ 青ヶ島・御蔵島 カ 小笠原父島・母島								
3 1及び2以外の場合	区分	100km以上 200km未満			200km以上 300km未満			300km以上		
金額	6,000円			10,000円			14,000円			

## 宿日直手当

区分	勤務時間	手当額
管理宿直 〔学校職員を含む。〕	5時間以上	6,000円
	5時間未満	3,000円
業務宿直	5時間以上	6,600円
	5時間未満	3,300円
医師宿直	5時間以上	30,000円
	5時間未満	15,000円

(注) 警視庁職員については別の定めにより支給される。

## 初任給調整手当

### 1 医師・歯科医師

主な勤務場所 大学卒業後年数	島  し  よ 保  健  所	都  外  施  設	監  察  医  務  院	保  健  所 都  立  病  院	研  究  所  等
20年目まで	306,900円	268,500円	202,000円	175,100円	121,900円
21年目	298,300	260,200	193,800	167,500	115,400
22年目	289,500	252,100	185,600	159,900	108,900
23年目	280,700	244,000	177,400	152,400	102,400
24年目	271,800	235,900	169,400	144,900	95,900
25年目	262,900	227,800	161,400	137,100	89,400
26年目	254,000	219,700	153,900	130,200	83,400
27年目	245,200	211,600	146,500	123,100	77,400
28年目	236,300	203,500	139,000	116,300	71,400
29年目	227,400	195,200	131,500	109,300	65,600
30年目	218,500	186,900	124,100	102,400	59,800
31年目	211,100	179,700	117,400	96,100	54,500
32年目	203,800	172,600	110,700	89,900	49,200
33年目	196,500	165,700	104,000	83,600	43,900
34年目	189,000	158,800	98,900	78,800	40,100
35年目	181,500	151,700	93,900	74,200	36,400
36年目	174,200	144,800	88,800	69,600	32,700
37年目	166,900	138,000	83,600	65,100	29,100
38年目	159,600	131,200	78,400	60,700	25,400
39年目	152,300	124,500	73,300	56,400	21,700
40年目	145,000	118,000	68,000	52,000	18,000

- (注) 1 「20年目まで」とは、大学を卒業した年の4月1日から19年を経過した翌年の3月31日までとする。  
 2 「21年目」とは、「20年目まで」の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間とする。  
 「22年目」以下についても同様とする。  
 3 都立病院の産科の業務を取り扱う職及び医長以上の職については別に定める。  
 4 保健所等において保健衛生行政に従事する職については別に定める。

### 2 助産師、看護師、准看護師

養成所等卒業後年数	1年目まで	2年目	3年目	4年目	5年目
月 額	5,800円	5,400円	3,900円	2,400円	900円

- (注) 「養成所等卒業後年数」については、上記医師・歯科医師と同様とする。

## 期末・勤勉手当

### 再任用職員以外の職員

(一般職員)

支給月	期末手当	勤勉手当	計
6月	1.25か月	1.025か月	2.275か月
12月	1.25か月	1.025か月	2.275か月
計	2.50か月	2.05か月	4.55か月

(課長級)

支給月	期末手当	勤勉手当	計
6月	1.05か月	1.225か月	2.275か月
12月	1.05か月	1.225か月	2.275か月
計	2.10か月	2.45か月	4.55か月

(部長級)

支給月	期末手当	勤勉手当	計
6月	0.95か月	1.325か月	2.275か月
12月	0.95か月	1.325か月	2.275か月
計	1.90か月	2.65か月	4.55か月

(指定職)

支給月	期末手当	勤勉手当	計
6月	0.675か月	1.05か月	1.725か月
12月	0.675か月	1.05か月	1.725か月
計	1.35か月	2.10か月	3.45か月

(注) 各支給月における勤勉手当の成績率(支給月数)は、下記のとおり。

一般職員	下記以外の職員	0.9225か月以上1.4500か月以下の範囲で定められる。
	課長代理級	0.91225か月以上1.5500か月以下の範囲で定められる。
課長級		0.0000か月以上2.1500か月以下の範囲で定められる。
部長級		0.0000か月以上1.9500か月以下の範囲で定められる。
指定職		0.9240か月以上1.2599か月以下の範囲で定められる。

### 再任用職員

(一般職員)

支給月	期末手当	勤勉手当	計
6月	0.70か月	0.50か月	1.20か月
12月	0.70か月	0.50か月	1.20か月
計	1.40か月	1.00か月	2.40か月

(管理職)

支給月	期末手当	勤勉手当	計
6月	0.60か月	0.60か月	1.20か月
12月	0.60か月	0.60か月	1.20か月
計	1.20か月	1.20か月	2.40か月

(指定職)

支給月	期末手当	勤勉手当	計
6月	0.35か月	0.55か月	0.90か月
12月	0.35か月	0.55か月	0.90か月
計	0.70か月	1.10か月	1.80か月

(注) 各支給月における勤勉手当の成績率(支給月数)は、下記のとおり。

一般職員	下記以外の職員	0.4500か月以上0.6000か月以下の範囲で定められる。
	課長代理級	0.4450か月以上0.6000か月以下の範囲で定められる。
管理職		0.5340か月以上1.0000か月以下の範囲で定められる。
指定職		0.4840か月以上0.6599か月以下の範囲で定められる。

## 退職手当

**退職手当基本額(退職時給料月額×支給率)+退職手当調整額(\*)**

勤続年数(抄)	1年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	40年
支給率	0.9か月	4.5か月	9.0か月	15.0か月	23.0か月	30.5か月	38.0か月	43.0か月	43.0か月

(\*) 退職手当調整額は、職責等に応じ第1号～第6号区分(指定職は、指定7号～指定1号区分)を設定し、退職前240月(20年)について、在職1月ごとに定められた点数(70～10)を付与し、1点につき1,100円を乗じて得た額とする。自己都合等による退職である普通退職には、退職手当調整額を支給しない。

(注) 「給料の調整額」及び「教職調整額」を受給していた期間がある者については、給料の調整額等に受給年数分の支給率を乗じて得た額を退職手当基本額に加算する。

義務教育等教員特別手当

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給						
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	1,850円	2,270円	3,290円	3,560円	4,680円	5,640円
	2	1,870	2,310	3,330	3,600	4,720	5,680
	3	1,890	2,340	3,370	3,650	4,770	5,730
	4	1,920	2,380	3,410	3,690	4,810	5,760
	5	1,940	2,410	3,450	3,730	4,860	5,810
	6	1,960	2,440	3,490	3,780	4,900	5,860
	7	1,990	2,470	3,530	3,820	4,950	5,900
	8	2,010	2,500	3,570	3,860	4,990	5,940
	9	2,040	2,530	3,610	3,910	5,030	5,980
	10	2,060	2,570	3,650	3,950	5,070	6,020
	11	2,090	2,610	3,690	4,000	5,120	6,060
	12	2,120	2,640	3,740	4,040	5,160	6,110
	13	2,140	2,670	3,780	4,090	5,200	6,150
	14	2,180	2,720	3,820	4,130	5,250	6,190
	15	2,210	2,750	3,860	4,180	5,290	6,230
	16	2,230	2,790	3,910	4,220	5,340	6,270
	17	2,270	2,820	3,950	4,270	5,380	6,320
	18	2,310	2,860	3,990	4,310	5,420	6,360
	19	2,340	2,900	4,030	4,370	5,470	6,410
	20	2,380	2,940	4,080	4,410	5,510	6,450
	21	2,410	2,980	4,130	4,460	5,550	6,480
	22	2,430	3,010	4,170	4,500	5,600	6,530
	23	2,460	3,060	4,220	4,550	5,640	6,570
	24	2,480	3,100	4,260	4,630	5,670	6,610
	25	2,500	3,130	4,310	4,670	5,720	6,650
	26	2,520	3,170	4,350	4,710	5,760	6,690
	27	2,550	3,210	4,400	4,760	5,800	6,730
	28	2,570	3,250	4,440	4,800	5,840	6,770
	29	2,590	3,290	4,490	4,840	5,880	6,820
	30	2,610	3,320	4,530	4,890	5,930	6,860
	31	2,630	3,360	4,570	4,930	5,970	6,900
	32	2,650	3,400	4,630	4,970	6,010	6,940
	33	2,680	3,440	4,670	5,030	6,050	6,990
	34	2,700	3,480	4,710	5,070	6,090	7,030
	35	2,730	3,520	4,760	5,120	6,140	7,070
	36	2,750	3,560	4,800	5,160	6,180	7,110
	37	2,770	3,600	4,840	5,210	6,220	7,150
	38	2,800	3,640	4,890	5,260	6,260	7,190
	39	2,820	3,680	4,930	5,310	6,350	7,230
	40	2,840	3,720	4,970	5,350	6,430	7,270
	41	2,880	3,760	5,030	5,400	6,480	7,310
	42	2,910	3,800	5,070	5,450	6,520	7,350
	43	2,930	3,840	5,120	5,500	6,560	7,390
	44	2,960	3,880	5,160	5,540	6,600	7,430
	45	2,990	3,930	5,200	5,580	6,640	7,480
	46	3,020	3,970	5,250	5,640	6,680	7,510
	47	3,040	4,010	5,290	5,680	6,750	7,550
	48	3,070	4,050	5,340	5,730	6,770	7,580
	49	3,100	4,090	5,380	5,770	6,820	7,620
	50	3,130	4,130	5,420	5,820	6,840	7,670
	51	3,160	4,160	5,470	5,860	6,870	7,700
	52	3,180	4,200	5,510	5,900	6,900	7,740



職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給						
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	53	3,210円	4,250円	5,560円	5,950円	6,950円	7,780円
	54	3,240	4,290	5,600	5,990	6,990	7,820
	55	3,270	4,330	5,640	6,040	7,020	7,850
	56	3,290	4,370	5,680	6,080	7,050	7,890
	57	3,320	4,410	5,730	6,130	7,140	7,920
	58	3,350	4,450	5,760	6,170	7,180	7,950
	59	3,370	4,490	5,800	6,220	7,210	7,990
	60	3,400	4,530	5,840	6,260	7,240	8,020
	61	3,430	4,570	5,890	6,310	7,270	8,050
	62	3,460	4,610	5,920	6,350	7,300	8,070
	63	3,480	4,650	5,970	6,390	7,330	8,100
	64	3,500	4,690	6,010	6,430	7,360	8,130
	65	3,540	4,720	6,040	6,480	7,380	8,150
	66	3,560	4,760	6,070	6,520	7,400	8,180
	67	3,590	4,800	6,120	6,560	7,430	8,200
	68	3,610	4,840	6,150	6,600	7,450	8,220
	69	3,640	4,880	6,180	6,640	7,460	8,240
	70	3,670	4,910	6,210	6,680	7,480	8,260
	71	3,690	4,950	6,240	6,750	7,490	8,280
	72	3,720	4,990	6,280	6,770	7,510	8,310
	73	3,740	5,030	6,320	6,820	7,520	8,330
	74	3,770	5,060	6,350	6,840	7,540	8,350
	75	3,800	5,100	6,370	6,870	7,560	8,370
	76	3,820	5,140	6,410	6,900	7,570	8,390
	77	3,840	5,180	6,430	6,920	7,580	8,410
	78	3,860	5,220	6,460	6,950	7,600	8,430
	79	3,890	5,270	6,500	6,970	7,620	8,450
	80	3,910	5,280	6,530	6,990	7,630	8,470
	81	3,930	5,310	6,560	7,010	7,650	8,490
	82	3,970	5,340	6,580	7,020	7,660	8,510
	83	3,980	5,370	6,600	7,040	7,680	8,530
	84	4,010	5,390	6,630	7,050	7,690	8,550
	85	4,030	5,420	6,650	7,080	7,710	8,570
	86	4,050	5,450	6,680	7,100	7,720	
	87	4,080	5,480	6,700	7,120	7,730	
	88	4,100	5,500	6,730	7,140	7,750	
	89	4,130	5,520	6,750	7,150	7,760	
	90	4,150	5,550	6,760	7,160	7,770	
	91	4,170	5,570	6,770	7,170	7,790	
	92	4,200	5,600	6,770	7,180	7,810	
	93	4,220	5,620	6,780	7,180	7,820	
	94	4,240	5,640	6,800	7,190	7,840	
	95	4,260	5,650	6,810	7,200	7,850	
	96	4,290	5,670	6,820	7,210	7,860	
	97	4,310	5,690	6,820	7,220	7,880	
	98	4,330	5,710	6,830	7,220	7,900	
	99	4,350	5,730	6,840	7,230	7,910	
	100	4,370	5,750	6,840	7,240	7,920	
	101	4,390	5,760	6,850	7,240	7,950	
	102	4,420	5,780	6,860	7,250		
	103	4,440	5,800	6,860	7,260		
	104	4,460	5,820	6,870	7,270		

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給						
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	105	4,480円	5,830円	6,880円	7,280円		
	106	4,500	5,840	6,880	7,280		
	107	4,520	5,860	6,890	7,290		
	108	4,540	5,880	6,900	7,300		
	109	4,560	5,890	6,910	7,310		
	110	4,570	5,910	6,920	7,310		
	111	4,590	5,920	6,920	7,320		
	112	4,610	5,940	6,930	7,330		
	113	4,630	5,950	6,940	7,340		
	114	4,650	5,970	6,950	7,350		
	115	4,660	5,980	6,960	7,350		
	116	4,670	5,990	6,970	7,360		
	117	4,690	6,010	6,970	7,370		
	118	4,700	6,020	6,980	7,370		
	119	4,710	6,030	6,990	7,380		
	120	4,730	6,040	6,990	7,390		
	121	4,740	6,050	7,000	7,390		
	122	4,760	6,060	7,010	7,400		
	123	4,770	6,070	7,010	7,410		
	124	4,780	6,090	7,020	7,420		
	125	4,800	6,100	7,030	7,430		
	126	4,810	6,120	7,040	7,430		
	127	4,820	6,130	7,050	7,440		
	128	4,830	6,140	7,050	7,450		
	129	4,840	6,150	7,060	7,450		
	130	4,860	6,160	7,070	7,460		
	131	4,860	6,170	7,080	7,480		
	132	4,870	6,190	7,090	7,480		
	133	4,880	6,200	7,090	7,490		
	134	4,900	6,210	7,100			
	135	4,910	6,220	7,110			
	136	4,920	6,230	7,110			
137	4,930	6,240	7,120				
138	4,940	6,260	7,130				
139	4,950	6,270	7,140				
140	4,960	6,280	7,140				
141	4,970	6,300	7,150				
142	4,980	6,310	7,160				
143	4,990	6,320	7,170				
144	5,010	6,330	7,180				
145	5,020	6,350	7,180				
146	5,030	6,360	7,190				
147	5,040	6,370	7,200				
148	5,050	6,380	7,210				
149	5,060	6,390	7,220				
150	5,070	6,410					
151	5,080	6,420					
152	5,090	6,430					
153	5,100	6,440					
154	5,110	6,460					
155	5,120	6,470					
156	5,140	6,480					

職員の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給						
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	157	5,150円	6,490円				
	158	5,160	6,500				
	159	5,170	6,520				
	160	5,180	6,530				
	161	5,190	6,540				
	162	5,200	6,560				
	163	5,210	6,570				
	164	5,220	6,580				
	165	5,230	6,590				
	166	5,240	6,600				
	167	5,260	6,610				
	168	5,270	6,630				
	169	5,280	6,640				
	170		6,650				
	171		6,670				
	172		6,680				
	173		6,690				
174		6,700					
175		6,720					
176		6,730					
177		6,750					
再任用 職 員		3,250	4,080	4,480	4,700	5,140	6,360

## 主な根拠例規

### 職員の給与に関する条例(昭和26年東京都条例第75号)

所管課:東京都総務局人事部制度企画課

- 職員の給与に関する条例施行規則(昭和37年東京都規則第172号)
- 職員の給料の調整額に関する規則(昭和47年東京都規則第161号)
- 給料の特別調整額に関する規程(昭和32年東京都訓令甲第10号)
- 初任給調整手当に関する規則(昭和38年東京都人事委員会規則第1号)
- 職員の給与に関する条例第十条第三項第一号に規定する  
東京都規則で定める職員を定める規則(平成29年東京都規則第11号)
- 地域手当に関する規則(昭和43年東京都規則第19号)
- 住居手当に関する規則(昭和46年東京都規則第33号)
- 職員の通勤手当に関する規則(昭和33年東京都人事委員会規則第2号)
- 職員の単身赴任手当に関する規則(平成2年東京都規則第29号)
- 宿日直手当支給規程(昭和35年東京都訓令甲第43号)
- 職員の期末手当に関する規則(昭和43年東京都規則第120号)
- 職員の勤勉手当に関する規則(昭和54年東京都規則第28号)

### 学校職員の給与に関する条例(昭和31年東京都条例第68号)

所管課:東京都教育庁人事部勤労課

- 学校職員の給料の調整額に関する規則(昭和32年東京都教育委員会規則第35号)
- 管理職手当支給に関する規則(昭和33年東京都教育委員会規則第21号)
- 義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和51年東京都教育委員会規則第8号)

### 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和47年東京都条例第12号)

所管課:東京都教育庁人事部勤労課

- 教職調整額に関する規則(昭和47年東京都教育委員会規則第14号)

### 職員の退職手当に関する条例(昭和31年東京都条例第65号)

所管課:東京都総務局人事部制度企画課

- 職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和31年東京都規則第116号)